

平成26年度第3回富里市国民健康保険運営協議会会議録(要点筆記)

招集年月日	平成26年11月13日(木)		
招集の場所	富里中央公民館2階 研修室(大)		
開会・閉会の時間	開会 平成26年11月13日 14時00分 閉会 平成26年11月13日 14時35分		
◎会長 ○会長職務代理	氏名	出欠等の別	届出の有無
	◎池田 明	○	
	○大塚 良一	○	
	林田 美恵子	○	
	綿貫 文雄	○	
	大竹 俊子	欠	有
	田中 章三	○	
	我妻 道生	欠	有
	内田 啓二	欠	有
	麻野 邦子	○	
会議録署名委員	池田 明		
説明のため出席した者の職氏名	国保年金課長	栗原 智彦	
	国保年金課主査	岩館 進	
	国保年金課主査	秋葉 忍	
職務のため出席した者の職氏名	国保年金課主査補 寺沢 宏明		
会議に附した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

平成26年度第3回富里市国民健康保険運営協議会会議次第

日 時 平成26年11月13日（木）

午後2時～

場 所 富里中央公民館2階 研修室(大)

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議題

- (1) 平成26年度富里市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）  
について
- (2) 富里市国民健康保険条例の一部改正（案）について
- (3) 富里市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

4 その他

- (1) 高額療養費の自己負担限度額変更について
- (2) その他
- (3) 次回会議予定について

事務局（案） 平成27年2月5日（木）午後

※開催する場合は事前に通知します。

5 閉 会

○委員の意見                    ⇒市の説明

#### 議題

平成 26 年度富里市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（案）

⇒資料 1，今回の補正につきましては歳入歳出それぞれ 8，470 千円の増額。

（歳入）

保険者支援金 8，470 千円は，今年度から新たに国保団体連合会から交付されることになり，連合会からの交付決定通知により新たに雑入とするものです。

これは，平成 22 年度から 25 年度までの 4 年間で財政調整基金の積立金が 8 億円。に加え国保総合システム，電算システムのカスタマイズ経費が 1 億 6 千万円減額となり合わせて 9 億 6 千万円。これを活用して各保険者に連合会から交付するものです。ベースがレセプトの診療報酬の決定件数に応じて各保険者に配分するということになります。

（歳出）

保険給付費のうち，高額療養費につきまして本年度の実績に照らして一般と退職でそれぞれ予算不足が想定され当初の見立てよりも若干増額となる状況のため増額補正をするものです。

① 款：2 保険給付費            項：2 高額療養費            目：1 一般被保険者高額療養費  
一般被保険者高額療養費負担事業：19 負担金補助及び交付金に予算額に不足が生じるため，7，492 千円を増額するものです。

② 款：2 保険給付費            項：2 高額療養費            目：1 退職被保険者等高額療養費  
退職被保険者等高額療養費負担事業：19 負担金補助及び交付金に予算額に不足が生じるため，978 千円を増額するものです。

○まず，一点は本年度限りか。二点目は一般財源充当先とはどういう意味か，二点をお願いします。

⇒まず一点目につきましては，国保連合会に生じている余剰金の活用で来年余剰があれば場合により同じように配分がある可能性はございますが恒久化された制度ではございません。一般財源充当先につきましては，歳出のどこへ充当しても差し支えないということで国の交付金などでは歳出のどこに特定財源として充当しなければいけないと制約を受けるものがございますが，この支援金につきましてはどこに充当しても差し支えないということでございます。

○二つとも予算に不足が生じると書いてあるが，交付されるからここに充てるという考え方ですか。

⇒一般被保険者高額療養費事業につきましては実績がでており、当初予算編成段階の見立てよりも上回っており、最終的に約5%ほど足りなくなる見立てをしています。また、退職につきましては調整している部分もございます。実績をみても100万不足ではございますが、高額ですので大きなものが出てしまうと当然予算不足をもたらすが、実績を勘案して最終的には不足するだろうと。ただ、数字的な部分については歳入に合わせた調整をしているということでございます。

○採決に移ります。

平成26年度富里市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）について、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員

挙手全員です、よって承認されました。

議題の（2）富里市国民健康保険条例の一部改正（案）

⇒ 出産一時金の額について、産科医療保障制度の掛け金が現行の3万円から1.6万円へ引き下げられることに伴い、現行は39万円を支出しているところを平成27年1月1日以降の出産から差額の1.4万円を引き上げて40.4万円とするものです。

※25年度の出産件数は全体で116件、このうち死産が10件・海外出産が3件でした。

○産科医療保障制度とは

⇒ この制度は出産に際して、保障が必要となる事故などが発生した場合に備えて、医療機関が掛け金を負担して事故の場合に保障を行うということで、現行の掛け金が3万円ですが1月1日以降については、1.6万円に引き下げられます。掛け金を負担するのは病院で、事故に備えた保障を補てんする制度。正常分娩で42万を支給していますが、死産・海外での出産については現行で39万円支給しているのが、40.4万円に引き上げられるということになります。逆に言えば、お医者さんの負担が減るということになります。

○条例では3万を上限として残し、施行規則で1.6万円に直すということですか。

⇒ そのとおりです。

○採決に移ります。

議題の（2）富里市国民健康保険条例の一部改正（案）について、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員

挙手全員です、よって承認されました。

### 議題（３）富里市国民健康保険税条例の一部改正（案）

⇒ 国民健康保険税の後期高齢者支援金分につきまして課税限度額を14万円から16万円へ。介護保険分を12万円から14万円にそれぞれ現行から2万円引き上げるものです。なお、医療分につきましては、現行の51万円に変更はございません。これより平成27年度の課税から課税限度額現行の77万円が4万円引き上げられ81万円となるものがございます。賦課限度額に該当する世帯数についてですが、5ページの上段、賦課限度額該当世帯数、改正後においては93世帯で国保世帯の1%が該当します。また、改正による影響額でございますが支援金分と介護保険分の合計で6,753,079円の増収に至るということでございます。これの改正の根拠となる地方税法施行令の改正につきましては、今年26年4月にはすでに政令が施行されているということですので、年度としては一年ずれて引き上げるということを兼ねてより当市は行ってまいりましたので、一年度見送って実施してきたという経緯を踏まえて今回の提案に至ったということでございます。

#### ○近隣の市町も来年からですか

⇒ 県内のすべては把握していませんが、印旛管内で申し上げますと、すでに引き上げている自治体は白井市です。成田市につきましては、27年度は引き上げずに先に見送ると聞いています。成田市を除いた市町については27年度から引き上げると聞いております。

#### ○採決に移ります。

議題の（３）富里市国民健康保険税条例の一部改正（案）について、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員

挙手全員です、よって承認されました。

議題は以上3点ですので承認案件は以上です。

### 4、その他、報告事項

#### ⇒ 高額療養費の自己限度額変更について

平成27年の1月から70歳未満の方の高額療養費の自己限度額が変更になります。この制度は、1か月の医療費の自己限度額が一定の額を超えて高額になったときに高額医療費としてその超えた分が国保から払い戻される制度です。

現行は12月まで3区分に分かれています。1月からは、より所得要件が細分化され、皆さんの所得に応じて5区分へ変更され医療費の負担軽減が行われるようになります。上位所得者と一般所得者が各2区分に細分化し、低所得者の非課税者は現行通りの負担をいただく形になります。今回の改正の中では上位所得者については自己負担を増額でいただき、所得の低い方には支払いが少なくなるような改正となっております。なお、70歳以上の方の自己限度額に変更はございません。

⇒ 26年度国保功労者の厚生労働大臣表彰について

富里市運営協議会の内田委員が受賞。10月20日に同省講堂で開かれ、同委員が出席し被表彰者を代表して謝辞を述べた。

次回の会議日程

平成27年2月5日（木）